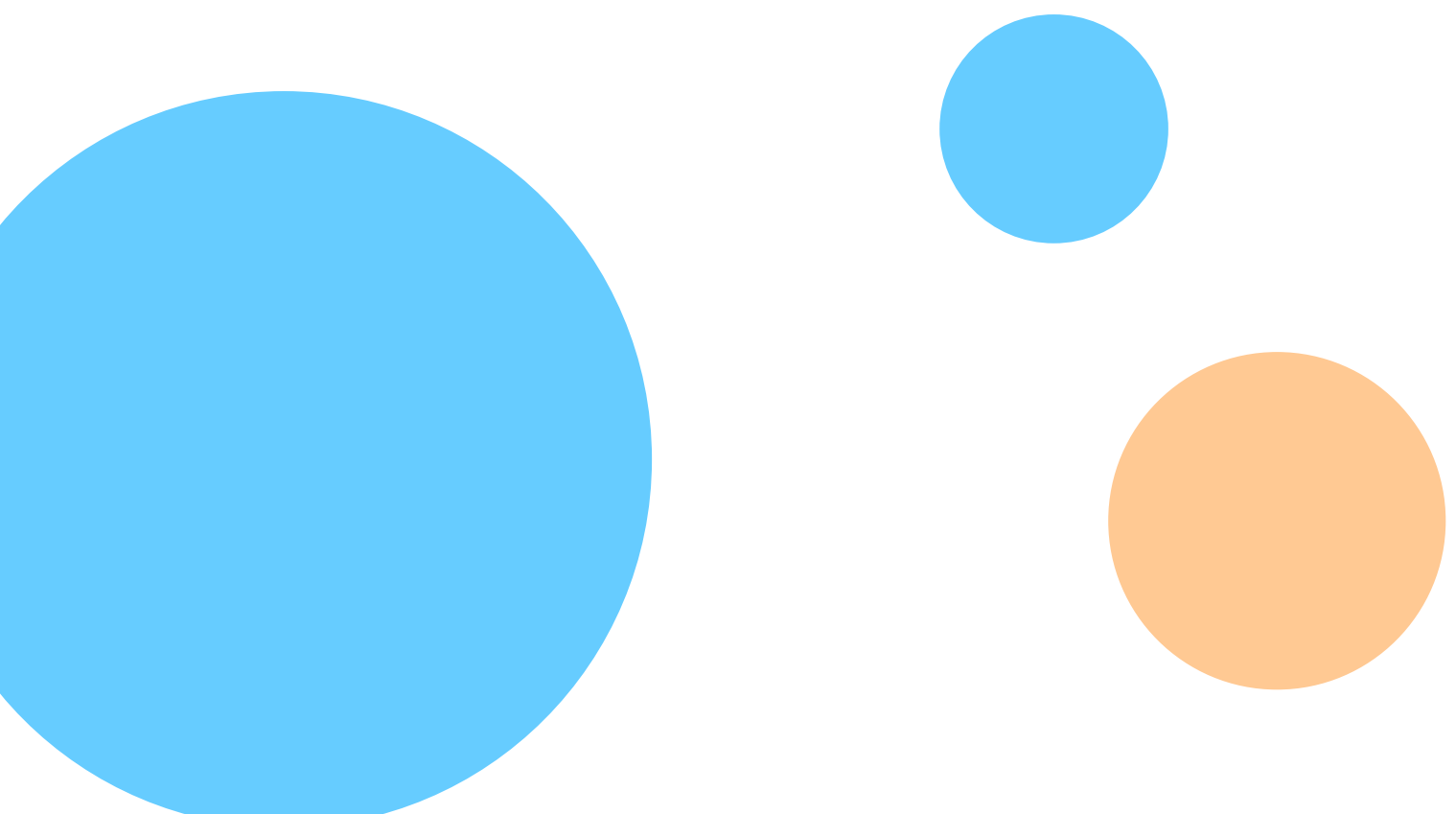




## 参考資料

- 総合計画策定にかかる諮問・答申の写し
  - 南越前町総合計画策定条例
  - 南越前町総合計画審議会条例
  - 第2次南越前町総合計画 後期基本計画審議会委員名簿
  - 第2次南越前町総合計画 後期基本計画策定の経過
- 

## ■ 総合計画策定にかかる諮問・答申の写し

南観発第 334号  
令和元年 8月21日

南越前町総合計画審議会 会長 様

南越前町長 岩倉 光弘

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の策定について（諮問）

南越前町総合計画策定条例第4条の規定に基づき、南越前町の長期展望に立った町政運営の総合的な指針となる「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めたく、南越前町総合計画審議会条例第2条の規定により諮問します。

### 1 諮問の趣旨

本町は平成27年度から10年間を計画期間とする第2次南越前町総合計画の基本構想に掲げた町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に向けて、平成27年度からの5年間を計画期間とする前期基本計画に基づき、様々な施策に計画的、重点的に取り組んできました。

この前期計画が令和元年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、住民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めて行く必要が有ります。

このことから令和2年度からの5年間に取り組むべき方向性を示す後期基本計画策定に関して諮問し、審議いただくものです。

### 2 答申の希望時期

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」の審議にあたりましては、それぞれの項目について審議いただけるよう適時、提案いたしますので、令和2年3月上旬を目途に答申いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月25日

南越前町長 岩倉 光弘 様

南越前町総合計画審議会  
会 長 中山 義 壽

「第2次南越前町総合計画（後期基本計画）」について（答申）

令和元年8月21日付け南観発第334号で当審議会に諮問されました第2次南越前町総合計画（後期基本計画）の策定について、別添のとおり答申します。

南越前町においては、平成27年度以降、第2次南越前町総合計画に基づき、住民の誰もが豊かに暮らすことができる環境づくりに向け、総合的に施策を進めてこられました。当審議会では、十分な社会潮流の検証と本町の現状や課題の洗い出しのもと、人口減少や少子高齢化社会に対応した、第2次南越前町総合計画（後期基本計画）について、慎重に審議を重ねてまいりました。

計画の推進にあたっては、下記の事項及び審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されるよう要望するとともに、町の将来像である「海と緑と歴史の恵みに抱かれて、出会いから活力の花ひらく町」の実現に取り組んでいただくよう要請いたします。

## 記

- 1 計画の推進にあたっては、広く住民の理解や協力が得られるよう、様々な機会を通して説明に努めるとともに、住民参加を促すほか、住民が主体性を持って活躍できる仕組みづくりに留意して取り組まれない。
- 2 すべての住民が健康で元気に暮らすことができるよう、医療・介護・福祉の連携の強化を推進するとともに、子どもたちが健やかに成長することができるよう、子ども・子育て支援の充実を図られたい。
- 3 防災減災の強化や公共交通の確保など、安定した暮らしに繋がる環境整備を推進されたい。
- 4 地域の多彩な資源を活用し、農林水産業や商業の振興を進めるとともに、地域固有の豊かな歴史・文化資源の価値を最大化し、観光交流を促すことで、地域の活性化を進められたい。
- 5 豊かな人間性を育む教育のさらなる充実に取り組むとともに、住民一人一人がこれからも住み続けたいと実感できるようなまちづくりを促進されたい。
- 6 当審議会において総合計画と併せて審議した、人口減少対策に特化した計画である「第2期南越前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取組に注力し、各施策を有機的に連携させ、見直しを行いながら具体的な取組を実行されたい。
- 7 現在、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、これまでに経験のない事態に直面した際も、安心して暮らすことができるよう、社会情勢の変化に的確に対応しながら取組を展開されたい。

## ■ 南越前町総合計画策定条例

平成25年3月25日  
南越前町条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿及び進むべき方向に関する基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町が目指すべき将来像及びこれを実現するための基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づく具体的な施策を体系的に定め、各施策の方向を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づく施策を実現するための事務事業の実施について示すものをいう。

(基本計画及び実施計画の策定)

第3条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、南越前町総合計画審議会条例(平成17年南越前町条例第196号)第1条に規定する南越前町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## ■ 南越前町総合計画審議会条例

平成17年9月16日 南越前町条例第196号

改正 平成25年12月24日条例第26号

平成28年3月25日条例第1号

(設置)

第1条 南越前町の長期的展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、南越前町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議をし、答申を行う。

- (1) 南越前町が定める総合計画に関すること。
- (2) その他町長が総合計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公共的団体代表者 5人以内
- (2) 住民 5人以内
- (3) 学識経験者 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

2 前条第2項第1号の規定により委嘱された者がその職を失ったときは、同時に委員の職も失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の総計の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。
- 4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 審議会の事務局は、観光まちづくり課に置き、事務局長は、観光まちづくり課長の職にある者をもって充てる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## ■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画審議会委員名簿

南越前町総合計画 審議会条例第3条 第2項による区分	氏名	所属役職
(1) 公共的団体代表者	中野 光雄	南越前町区長会連合会会長
	四ツ木 善一	南越前町男女ネットワーク会長
	今村 ゆみ子	南越前町民生委員児童委員協議会会長
	上島 信敬	南越前町社会福祉協議会会長
	谷崎 信雄	南越前町商工会会長
(2) 住民	小林 朝子	小中学校保護者代表
	丸岡 里美	保育所等保護者代表
	井上 英之	南条地区代表
	嶋田 宣行	今庄地区代表
	二之宮 和晴	河野地区代表
(3) 学識経験者	中山 義壽	福井県立大学名誉教授
	京藤 壽雄	南越前町教育長職務代理者

## ■ 第2次南越前町総合計画 後期基本計画策定の経過

### 総合計画審議会 開催経過

回数	開催日	区分	内容
1	令和元年8月21日	審議会（第1回）	委嘱状交付、会長の選任、諮問、総合計画の策定方針等の説明
2	令和元年10月30日	審議会（第2回）	前期基本計画検証結果について まちみらいトーク実施結果について 後期基本計画骨子案について 総合計画と総合戦略の関係について 人口ビジョン素案について アンケート調査結果（速報版）について
3	令和元年12月23日	審議会（第3回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画素案について 連携プログラム素案について アンケート調査結果について 第2期総合戦略骨子案について
4	令和2年1月31日	審議会（第4回）	実施計画素案について 第2期総合戦略素案について
5	令和2年3月24日	審議会（第5回）	後期基本計画素案について 後期実施計画素案について 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略素案について 答申案について

### 総合計画策定委員会 開催経過

回数	開催日	区分	内容
1	令和元年7月19日	策定委員会（第1回）	策定方針、策定体制、分科会の開催計画について
2	令和元年10月1日	策定委員会（第2回）	前期基本計画検証結果について まちみらいトーク実施結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 重点取組について
3	令和元年10月18日	策定委員会（第3回）	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 連携プログラムの設定について 総合計画と総合戦略の関係について 第2期総合戦略骨子案について 人口ビジョン素案について
4	令和元年12月5日	策定委員会（第4回）	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画案について 連携プログラム案について まちみらいアンケート調査結果について 第2期総合戦略骨子案について
5	令和2年1月22日	策定委員会（第5回）	実施計画素案について 第2期総合戦略素案について
6	令和2年2月28日	策定委員会（第6回）	後期基本計画素案について 後期実施計画素案について 人口ビジョン（改訂版）・第2期総合戦略素案について



総合計画策定分科会 開催経過

回数	開催日	区分	内容
1	令和元年 8 月 2 日	策定分科会 (第 1 回)	後期基本計画の策定方針について 総合戦略策定について
2	令和元年 9 月 19 日	厚生教育分科会 (第 2 回)	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
3	令和元年 9 月 19 日	産業建設分科会 (第 2 回)	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
4	令和元年 9 月 20 日	総務企画分科会 (第 2 回)	前期基本計画検証方法について 後期基本計画細施策新旧一覧表について
5	令和元年 10 月 9 日	産業建設分科会 (第 3 回)	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
6	令和元年 10 月 15 日	総務企画分科会 (第 3 回)	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
7	令和元年 10 月 15 日	厚生教育分科会 (第 3 回)	前期基本計画検証結果について 後期基本計画細施策新旧一覧表について 後期基本計画細骨子案について
8	令和元年 11 月 13 日	総務企画分科会 (第 4 回)	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
9	令和元年 11 月 15 日	厚生教育分科会 (第 4 回)	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
10	令和元年 11 月 18 日	産業建設分科会 (第 4 回)	アンケート結果等について 後期基本計画について 連携プログラムについて
11	令和元年 11 月 28 日	厚生教育分科会 (第 5 回)	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について
12	令和元年 11 月 28 日	産業建設分科会 (第 5 回)	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について
13	令和元年 11 月 29 日	総務企画分科会 (第 5 回)	後期基本計画策定のポイントについて 後期基本計画・実施計画について

意見交換会 意見募集

回数	開催日	区分	内容
1	令和元年 9 月 8 日	まちみらいトーク	南条地区公民館において、公募による 24 人が参加し、まちづくりに関するワークショップを実施
2	令和 2 年 2 月 3 日～2 月 18 日	町民意見募集	南越前町ホームページ及び本庁・今庄事務所・河野事務所において、後期基本計画素案を公表し、意見を募集



## 第2次南越前町総合計画 後期基本計画

発 行：令和2年3月

発 行 者：南越前町

編 集・印 刷：南越前町 観光まちづくり課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

電 話 番 号：0778-47-8013（直通）

ファックス：0778-47-3261

U R L： <https://www.town.minamiechizen.lg.jp>

E - m a i l： [kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp](mailto:kanmachi@town.minamiechizen.lg.jp)